

補助金手続きに関するQ&A

Q1 変更申請が必要になる場合ってどんな時？（準備する書類）

- A 交付決定通知書に条件として記載していますが、以下のような場合に手続きに必要になります。
- ① 賃貸住宅の契約更新に伴い家賃に変更があった場合（賃貸借契約書）
 - ② 別の賃貸住宅に引っ越す場合（住民票、賃貸借契約書）
 - ③ 就職や転職により住宅手当に変更があった場合（就職先からの住宅手当支給証明書）
 - ④ 子供が生まれた場合など世帯構成に変更がある場合（住民票）

Q2 補助金は途中で受け取ることもできるの？（準備する書類）

- A 既に入居している期間分については、最大6カ月分の家賃補助を概算払いとして受け取ることができます。（家賃の領収書・振込希望通帳の写し）

Q3 交付決定を受けた後で、実績報告前に転出することとなった場合はどうなるの？

- A 交付決定後であれば中止の承認申請を町に提出してもらいます。
その際、既に概算払いで補助金を受け取っていた場合には返還してもらうことになります。

Q4 アパートを友達と二人で借りていますがそれぞれ補助を受けられますか？

- A アパートなどを友人と借りている場合には、契約者に対して補助します。
ただし、友人との間で転貸契約を結んでおり、家賃の負担や条件が定められている場合には、それぞれ負担する家賃に対して補助が受けられません。

Q5 契約書を交わさずに借りている住宅家賃も補助の対象になりますか

- A 補助金を申請したい場合は、契約書を作成していただくことになります。

Q6 平成28年4月に移住していますが、昨年度申請を忘れたため2年分を申請できますか？

- A 平成28年度に係る家賃は対象になりませんが、平成29年4月以降の家賃は対象となりますので1年分は申請できます。平成30年度以降の予算が成立すれば、平成30年度に申請することで最大24月分の補助が受けられる場合があります。

Q7 申請時及び実績報告時の地域社会貢献活動とは、どのような活動が対象となりますか？

- A 要綱にも一部記載していますが、具体的な例としては以下のとおり

行政区活動に参加

※行政区の活動（街頭指導・集会所の清掃・環境美化・防災訓練など）

消防団の活動 消防団への加入

ボランティアセンターを通じた活動

現在、南三陸応援団の方へ一部活動が引き継がれており、南三陸応援団に登録し「おでって活動」への参加も対象となります。まずは団員登録（登録無料）をお願いします。

連絡先：南三陸応援団（観光協会受託） ☎ 0226-25-7522(9:10~16:00 水曜定休)

個人・団体等による社会貢献活動に参加

海岸清掃、ゴミ拾い、里山等への植樹など景観美化活動

※個人・団体等の活動に参加した場合は、活動状況の分かる写真や募集記事等を添付してください。その際、活動報告や写真には実施日が分かるよう日付を表示するようお願いします。

その他

町が補助対象要件に地域社会貢献活動を定めているのは、積極的に行政区活動などを通じ地域コミュニティと関わりをもって頂きたいところにあります。

そのための活動を探すことも、地域を知ることに関わると考えております。

転入して期間が短く参加できる活動がなかった場合などのご相談ください。